

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第3章 その他の秘跡、および準秘跡」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ペトルス・ウィリー・ソバ・ドイ O.C.D.

第3章 その他の秘跡、および準秘跡

典礼憲章

③① ~第二バチカン公会議公文書より~

改革の必要：しかし、時の流れとともに、秘跡と準秘跡の儀式の中に、その性質と目的が現代を生きるわたしたちにとって「あまりハッキリしない、判らないもの」が入り込んで来ました。

ですから、その「あまりハッキリしない、判らないもの」を現代の要求に合わせる必要があります。そのため、公会議は「秘跡および準秘跡の改訂」について、次のことがらを決定します。

国語の使用：秘跡と準秘跡の授与に際して、国語の使用は会衆にとって有益であることが多い事から、次の基準に従って、より広範囲に国語が使われなくてはなりません。

a) 秘跡と準秘跡の授与に際して、第36条(⑫参照)の規定に従って国語を使用することが出来ます。

b) (特殊儀式書) ローマ儀式書の新版に準じて、言語も含めて、各地域の必要に合わせた特殊儀式書を、地域所轄の教会権限所持者：司教(⑦参照)によって、早急に準備されなければいけません。

これは使徒座の承認を得て、該当の地域内で使われます。

これらの儀式書や特殊儀式書の作成に当って、ローマ儀式書の「各儀式の冒頭にある指示」は司牧と典礼に書き記されたものであれ、また特別な社会的意義のあるものであれ、省いてはなりません。

(つづく)